

定例監査の結果

1 監査の期間

令和6年4月2日から令和6年4月12日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

産業部 商工振興課

(2) 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 西尾市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱第43条に基づく報告 保有個人情報の管理の状況について、不適切な事例は認められなかった。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 契約事務

ア 収入印紙の貼付金額に誤りがあった。

【印紙税法】

イ 覚書と決裁文で預託期間が相違する他、内容訂正による相手方の訂正印もれがあった。

【文書事務の概要】

(2) 文書取扱事務

ア 出張復命書について、決裁区分に誤りがあった。

【決裁規程別表第1】

イ 市以外のものが行う表彰の推薦について、決裁区分に誤りがあった。

【決裁規程別表第1】

ウ 3日以内に出張復命が行われていないものがあった。

【服務規程第17条】

エ 起案文書を文書管理システムに登録していないものが散見された。

【文書取扱規程第18条】

オ プレスリリースについて、回議誤りがあった。

【プレスリリースにかかる決裁処理の取扱い】